

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月28日(火)14時00分～14時50分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 17人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	宮迫 徹也	10番 高橋 泰登
			13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一

(欠員1人)

欠席委員 1人(11番 佐々木 崇)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数18人)

國近 正有	———	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	———
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第59号 非農地証明申請について
議案第60号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第57号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第58号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
報告第59号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第60号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について
報告第61号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取消しについて
報告第62号 農地法第5条の規定による許可処分取消しについて
報告第63号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
報告第64号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による転用届出に対する
受理について
報告第65号 農地改良届出による通知について
報告第66号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第67号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について

第4 その他
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は17名、欠席委員は1名、欠員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は9番・宮迫哲也委員、10番・高橋泰登委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は16名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 (議案第56号、申請番号116番から129番までを議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号116番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は栗原町の3筆、現況地目は田、面積は合計で296㎡です。 譲り渡し理由は高齢のため農業後継者へ、譲り受け理由は農業後継者としてです。 なお、当該農地では、引き続きお米を作る申請となっております。 この申請については、11月6日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号117番、権利の種類は10年間の賃借権の設定です。 申請地は百島町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で719㎡です。 貸し渡し理由は高齢による経営縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では、野菜畑からブドウ畑にする申請となっております。 この申請については、11月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号118番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は高須町の4筆、現況地目は畑、面積は合計で1,027.63㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 なお、当該農地では野菜を作る申請となっております。 この申請については、11月6日、高橋委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号119番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町丸河南の2筆、現況地目は畑、面積は合計で961㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では、ミカン・桃・ブルーベリーを作る申請となっております。 この申請については、11月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号120番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は142㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では、自家消費用の野菜とレモンを作る申請となっております。 この申請については、11月6日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号121番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は125㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。

なお、当該農地では、野菜を作る申請となっております。

この申請については、11月6日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号122番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,998㎡で、農地バンク登録物件です。

譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規就農者としてです。

なお、当該農地では、ポポーを作付けし、〇〇〇へ出荷する申請となっております。

この申請については、11月6日吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号123番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。

申請地は向島町岩子島の1筆、現況地目は畑、面積は975㎡です。

譲り渡し理由は高齢のため農業後継者へ、譲り受け理由は農業後継者としてです。

なお、当該農地では、野菜を作る申請となっております。

この申請については、11月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号124番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島土生町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,055㎡です。

譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。

なお、当該農地では、自家消費用の柑橘を作る申請となっております。

この申請については、11月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号125番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

なお、当該申請は、報告第58号の許可処分の取消と関連しております。

当該農地は、本年7月総会で決議され、許可書を発行しましたが、発行日前に受け人が死亡したため、許可処分を取消し、再度その受け人の相続人にあたるものから申請があったものです。

申請地は因島外浦町の1筆、現況地目は畑、面積は156㎡です。

譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。

なお、当該農地では、自家消費用の梅、レモン、豆類を作る申請となっております。

この申請については、11月7日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号126番、権利の種類、贈与による所有権移転です。

申請地は因島重井町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で826㎡です。

譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。

なお、当該農地では、イチジクを作る申請となっております。

この申請については、11月7日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号127番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は瀬戸田町垂水の3筆、現況地目は畑、面積は合計で4,340㎡です。

譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。

なお、当該農地では、柑橘を作る申請となっております。

この申請については、11月8日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号128番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町荻の1筆、現況地目は畑、面積は89㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、自家消費用の野菜を作る申請となっております。
この申請については、11月8日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号129番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町荻の2筆、現況地目は畑、面積は合計で4,512㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、柑橘を作る申請となっております。
この申請については、11月8日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号116番から129番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号116番から129番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第57号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第57号、申請番号13議案書をもとに説明)

申請番号13番、所在は西藤町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、233㎡のうち16.20㎡の一部転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。

転用目的は墓地用地で、墓地移転が計画されています。

申請人は、この度、自身の土地の一部を使用し、墓参困難な墓地を移転したいというもので、墓地埋葬法に基づく墓地経営許可見込みです。

この申請については、11月6日、高橋委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号13番、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第58号、農地法第5条規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第58号、申請番号118番から125番までを議案書をもとに説明)

申請番号118番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。
所在は栗原町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、211㎡の一時転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は資材置場用地で、建築資材置場が計画されています。
譲受人はこの度申請地を借り受け、隣接宅地の建築資材置場として使用したいというものです。

今回の申請につきましては、許可なく転用が行われていたため、顛末書を添付の上、提出されました。

一時転用期間は令和6年1月31日までとされており、工事完了後は農地に復元予定です。

この申請については、11月6日、中司委員、青山進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号119番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は百島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、102㎡の転用計画です。
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。
転用目的は宅地拡張で、家庭菜園、花壇が計画されています。

譲受人は千葉県に在住しておりますが、民泊事業のため、隣接地の住宅と一体的に利用したいというものです。

この申請については、11月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号120番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は御調町大町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、895㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル126枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件は経済産業省によるFIT制度(固定価格買取制度)の対象外の事業です。

申請番号121番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は御調町貝ヶ原の4筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計1,029.51㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル144枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は東京都に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件は経済産業省によるFIT制度（固定価格買取制度）の対象外の事業です。

120番・121番の申請については、11月7日、宮迫委員、金野推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号122番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、340㎡の転用事案です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は、駐車場用地で、駐車場10区画です。

借受人は隣接地で船舶の修繕等を行う個人事業主で、申請地を借り受けて、事業用の駐車場として利用したいというものです。

なお本件は、担当地区の委員活動により、許可を受けていない転用事案が発見されたため、農地所有者に対し是正指導を行い、適正化を図るべく顛末書を付して申請されたものです。

この申請については、11月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号123番～125番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は、申請番号123番が因島田熊町の2筆、地目は山林及び畑、農振農用地区域外、合計759㎡、124番が因島田熊町の3筆、地目は畑、農振地域外、合計986㎡、125番が因島三庄町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計1,289㎡の太陽光発電設備全3か所の転用計画で、パネル枚数150枚が1か所と180枚が2か所、発電量はいずれも49.5kwが計画されています。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種及び第3種農地に該当いたします。

譲受人は福岡県に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件は経済産業省によるFIT制度（固定価格買取制度）の対象外の事業です。

この申請については、11月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

なお、申請番号124番と125番につきましては、本年8月総会において審議し、許可済の案件でございますが、申請代理人より、譲受人を変更したいとの申し出があったため、取消願が提出され、変更後の譲受人で再申請されたものでございます。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地所有者等に対し事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、隣接農地所有者や近隣住人との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号118番から125番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

事務局

次に、議案第59号「非農地証明について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第59号、非農地証明について、ご説明いたします。

(議案第59号、申請番号52番から64番を議案書をもとに説明)

申請番52番、美ノ郷町本郷の5筆、現況地目は宅地、面積は合わせて593.25㎡です。

利用状況は、昭和62年に隣接地に家を建築した時から宅地と一体で庭敷きとして使用している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、11月2日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号53番、木ノ庄町木門田の1筆、現況地目は原野、面積は409㎡です。

利用状況は、平成25年頃から手入れができなくなり、現在は荒地になっている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、11月2日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号54番、原田町梶山田の3筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,403.16㎡です。

利用状況は、20846-2は約50年前から、残り2筆は約30年前から耕作を放棄し、現在は山林化・竹林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、11月8日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号55番、浦崎町の5筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,273㎡です。

利用状況は、平成2年頃に耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号56番、浦崎町の1筆、現況地目は山林、面積は1,957㎡です。

利用状況は、平成17年頃から耕作を放棄し、現在は山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号55番及び56番については、11月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号57番、御調町丸門田の3筆、現況地目は山林、面積は合わせて2,333㎡です。

利用状況は、平成25年頃から耕作を放棄し、現在は山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、11月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号58番、向島町岩子島の5筆、現況地目は山林、面積は合わせて2,608㎡です。

利用状況は、畑が自宅から遠く、1人での管理が難しくなり、平成17年から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、11月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号59番、向島町立花の1筆、現況地目は宅地、面積は29㎡です。
利用状況は、昭和30年ごろに当該地に住居を建築し、昭和62年頃に解体したが、解体後も隣接する宅地と一体して利用している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、11月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号60番、因島土生町の4筆、現況地目は宅地及び山林、面積は合わせて1,297㎡です。
利用状況は、658は昭和50年ごろから、865-3は昭和46年ごろから宅地として利用しており、また残り2筆は平成10年ごろから耕作をしておらず、現在は山林化している状況です。
658と865-3は農振区域外、第3種農地、非線引き都市計画区域 用途地域内、残り2筆は農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域 用途地域外です。
この申請については、11月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地及び山林に判定されました。

申請番号61番、因島三庄町の1筆、現況地目は山林、面積は690㎡です。
利用状況は、平成10年頃から耕作をしておらず、現在は山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域 用途地域外です。
この申請については、11月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号62番、因島中庄町の1筆、現況地目は宅地、面積は72㎡です。
利用状況は、平成13年に家を建築し、現在に至っている状況です。
農振農用地区域外、第3種農地、非線引き都市計画区域 用途地域内です。
この申請については、11月7日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号63番、瀬戸田町名荷の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,015㎡です。
利用状況は、平成10年頃から耕作をしておらず、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。
この土地は農振農用地区域内ですが、写真で見るとおり山林化が進んでいる状況です。当該農地は農振農用地区域と隣接せず、またこの農地の周辺の農地はすでに非農地判断している山林化した状況であること、圃場整備等が行われていないこと等を考慮し、農用地区域から除外しても当該地域の今後の農業振興に影響はないということで、除外見込みです。
農用地区域内、非線引き都市計画区域 用途地域外です。

この申請については、11月8日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号64番、瀬戸田町沢の2筆、現況地目は宅地、面積は合わせて30.71㎡です。
利用状況は、平成13年頃から隣接する建物の敷地として利用している状況です。
農振区域外、第3種農地、非線引き都市計画区域 用途地域内です。
この申請については、11月8日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

	<p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号52番から64番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>次に、議案第60号「改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第60号改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）について、ご説明いたします。</p> <p>(議案第60号、申請番号207番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号207号、土地の所在は因島三庄町字赤崎、地目は現況登記ともに畑、面積は1,484㎡です。</p> <p>利用目的は果樹、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり10,000円、契約期間は令和5年12月1日から令和20年12月31日です。</p> <p>借受人は昨年設立された因島外浦町に所在する合同会社で、本件以外にも農地中間管理機構を通じて因島中庄町等で農地を借り受けしています。主に果樹を栽培しており、解除条件付きでの貸借となります。</p> <p>以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p> <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>補足説明のある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号207番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>この説明のために農林水産課の職員が出席されていますが、その前に、事務局から事前説明があります。</p> <p>それでは、お配りしている資料の「農地を利用する権利の設定に関する裁定について(通知)」をご覧ください。</p> <p>表記の所在の農地は、御調町で水稻栽培をしている農事組合法人が利用権で借り受けしていましたが、所有者が死亡し、相続が発生しました。</p> <p>相続人となる子全員が相続放棄の申述書を家庭裁判所に提出、受理されており、実質的には所有者不明の農地となっています。</p> <p>農事組合法人から、利用権の契約更新の手続きを行いたいが、相手方となる所有者がいないため、どうしたらいいかと相談があり、所有者不明農地にかかる手続きを進めることとなりました。</p>

具体的には、今年の5月29日から2ヶ月間、農地法第32条第3項の規定に基づき、農業委員会が公告を行い、所有権の権限がある者からの申し出の期間を設けましたが、この間、どなたからも申し出はありませんでした。

続いて、農地法第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構に本件についての申し出がなかった旨を通知し、農地中間管理機構は、広島県知事に対し、利用権設定に関する裁定請求を行いました。

このたび、広島県知事から利用権設定に関して裁定の公告がなされたため、本通知が発出されました。

今後は農地中間管理機構が農事組合法人に貸付を行う手続きに入り、この後、農林水産課職員の方からご説明します。

報告は以上になります。

それでは、農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産
課職員

農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項によって、貴会の意見を求めます。

今回は1件1筆について意見を求めます。

番号1番、御調町今田字大通の1筆、1,608㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は法人の水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和15年12月31日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定をすることに決しました。農林水産課の方、ご苦労様でした。

議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第57号から第67号までを一括して審査を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

各委員

次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

（活動状況報告：省略）

議 長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦勞様でした。
